

津市消防通信規程

平成 1 8 年 1 月 1 日消防本部訓第 5 2 号

改正 平成 1 9 年 6 月 2 9 日消防本部訓第 9 号
平成 2 5 年 3 月 2 9 日消防本部訓第 5 号
平成 2 7 年 3 月 3 0 日消防本部訓第 6 号
平成 2 9 年 1 月 1 1 日消防本部訓第 1 号

目次

第 1 章	総則（第 1 条—第 4 条）
第 2 章	消防通信の原則（第 5 条—第 7 条）
第 3 章	災害通報の受報及び出動指令（第 8 条—第 1 2 条）
第 4 章	有線通信（第 1 3 条・第 1 4 条）
第 5 章	無線通信（第 1 5 条—第 2 2 条）
第 6 章	支援情報（第 2 3 条—第 2 5 条）
第 7 章	管理（第 2 6 条—第 3 2 条）
第 8 章	補則（第 3 3 条—第 3 5 条）
附則	

第 1 章 総則 (趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めるもののほか、火災、救急その他の災害（以下「災害」という。）に対処及びその他の消防業務を迅速かつ的確に処理するため、消防通信の運用及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指令センター 災害の受報、災害情報の収集及び伝達並びに津市消防本部警防規程（平成 2 5 年津市消防本部訓第 1 号。以下「警防規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する消防部隊の出動及びその運用に係る有線又は無線を媒介とした通信（以下「通信」という。）による管制に関する業務（以下「指令管制業務」という。）を行う施設をいう。
- (2) 指令員 指令センターで指令管制業務に従事する職員をいう。

- (3) 通信員 消防署、分署及び分遣所（以下「署所等」という。）で通信業務に従事する職員をいう。
- (4) 消防部隊 指揮隊、消防隊、救急隊、救助隊等をいう。
- (5) 現場最高指揮者 災害現場で出動消防部隊を統括指揮する者をいう。
- (6) 各級指揮者 消防部隊の各隊長をいう。
- (7) 消防通報用電話 電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第５０条第１項の規定により総務大臣が定めた「１１９」で指令センターに災害を通報する電話をいう。
- (8) 消防通信 災害の対処又は消防活動に必要な通信で、次に掲げるものをいう。
 - ア 災害通報 災害が発生し、又は発生のおそれがあると認められるときに消防通報用電話等で通報される通信をいう。
 - イ 指令 指令センターから発する消防部隊の出動に関して指示命令をする通信をいう。
 - ウ 現場速報 災害活動に従事する消防部隊から指令センターへ通報される当該災害の状況及び活動内容等に関する通信をいう。
 - エ 支援情報通信 指令センターから災害活動を迅速かつ的確及び安全に遂行するため必要な情報を伝達するための通信をいう。
 - オ 業務通報 指令センター若しくは署所等又は消防部隊から警察、電力事業者、ガス事業者、その他の関係機関に対し、災害に関する情報を通報するための通信をいう。
 - カ 通常通信 災害以外の消防業務に関し、指令センター若しくは署所等又は消防部隊間で行う通信をいう。
- (9) 通信指令設備 有線及び無線設備並びにその他の情報通信機器並びに電源装置で次に掲げるものをいう。
 - ア 指令装置 指令センターに設置し、指令管制業務を行う装置をいう。
 - イ 受令装置 署所等に設置し、通信を行う装置をいう。
 - ウ 指令・地図端末装置 関係課及び署所等に設置し、支援情報の登録等を行う装置をいう。
 - エ 車両端末装置 消防車両及び救急車両に設置し、当該車両の動態の登録等を行う装置をいう。
 - オ 高所監視装置 三重県庁庁舎屋上に高所カメラを設置し、指令センター等で災害状況を把握するための監視装置をいう。

- (10) 消防通報用電話 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 50 条第 1 項の規定により総務大臣が定めた「119」で指令センターに災害を通報する電話をいう。
- (11) 無線局 電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 2 条第 5 号に規定する無線局で、別表に掲げるものをいう。
- (12) 無線従事者 電波法第 40 条第 1 項第 1 号及び第 4 号に定める資格を有する者で、無線設備の操作に従事するものをいう。
- (13) 無線通信 無線局が通信を行うことをいう。
- (14) 無線統制 無線通信のふくそうを防止するため、通信の制限を行うことをいう。

（責務）

第 3 条 職員は、法令を遵守し、通信指令設備の機能を十分発揮させるよう努めなければならない。

（目的外の使用禁止）

第 4 条 職員は、通信指令設備及び各種情報を災害活動及びその他消防業務以外の目的に使用してはならない。

第 2 章 消防通信の原則

（時刻の表示）

第 5 条 消防通信に使用する時刻の表示は、24 時間制により行うものとする。

（通信順位）

第 6 条 消防通信の優先順位は、災害に係る緊急かつ重要な通信を優先し、原則として次に掲げる順序によるものとする。

- (1) 災害通報
- (2) 指令
- (3) 現場速報
- (4) 支援情報通信
- (5) 業務通報
- (6) 通常通報

（指令員及び通信員の遵守事項）

第 7 条 指令員及び通信員は、通信指令設備の機能に精通し、常に冷静な判断と的確な操作ができるよう努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 通信機器を消防業務以外に使用してはならない。

- (2) 業務中に知り得た情報及び秘密を漏らしてはならない。
- (3) 通信は、簡潔明瞭を旨とし、暴言、冗語等交えてはならない。
- (4) 通信内容に自己判断による注釈を加え、又はその内容を独断で処理してはならない。

第3章 災害通報の受報及び出動指令

(災害通報の受報)

第8条 指令員及び通信員は、災害通報を受報したときは、災害の種別、場所及び規模並びに傷病者の状況その他必要な事項を迅速かつ的確に把握しなければならない。

- 2 指令員及び通信員は、災害通報の受報時に必要があると認める場合は、津市消防本部救急業務実施規程（平成18年津市消防本部訓第47号）第8条の規定による口頭指導に努めるものとする。
- 3 通信員は、災害を覚知又は災害通報を受報したときは、直ちに指令センターへ通報しなければならない。
- 4 指令員は、本市以外に係る災害通報を受報したときは、直ちに当該地域を管轄する消防本部に通報しなければならない。

(予告指令)

第9条 指令員は、災害通報の受報時において、災害の内容及び場所等が判明したときは、消防部隊の出動予告に関する指令（以下「予告指令」という。）を行うものとする。

(出動消防部隊編成)

第10条 指令員は、災害通報を受報したときは、速やかに別に定めるところにより出動消防部隊の編成を行わなければならない。

(出動指令)

第11条 指令員は、前条の規定により出動消防部隊の編成が完了したときは、直ちに消防部隊の出動に関する指令（以下「出動指令」という。）を行わなければならない。

- 2 出動指令は、原則として災害通報の覚知順に指令するものとする。

(消防部隊の編成等の掌握等)

第12条 通信指令課長又は指令員（以下「通信指令課長等」という。）は、出動消防部隊編成を行うため、消防部隊の編成及び動態を常に掌握しておかなければならない。

- 2 各級指揮者及び消防部隊を所管する消防本部の課長は、消防部隊の編成及

び動態を通信指令課長等に通知しなければならない。

- 3 通信指令課長等は、警防規程第45条の規定による報告を受けたときは、必要に応じて出動消防部隊の編成を行うことができる。

第4章 有線通信

(指令装置の取扱い)

第13条 指令員は、次に掲げるところにより指令装置を取り扱うものとする。

- (1) 災害通報の着信応答は、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 消防通報用電話の着信応答時に必要があると認めたときは、発信地照会を行い、通報場所の確認を行うものとする。
- (3) 消防通報用電話で通報が途切れたとき又は通報内容が不明なときは、着信回線の呼び返し又は保留操作を行い、通報内容を確認しなければならない。
- (4) 指令中に緊急呼出を行っている署所等があるときは、直ちにこれに応答しなければならない。

(受令装置の取扱い)

第14条 通信員は、次の各号に掲げるところにより受令装置を取り扱うものとする。

- (1) 呼出応答は、迅速に行わなければならない。
- (2) 指令を確実に受信したときは、直ちに確受操作を行わなければならない。
- (3) 指令の内容が不明なときは、受信終了後に確認を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、受信中でも緊急呼出を行うことができるものとする。

第5章 無線通信

(無線局の区分)

第15条 無線局の呼出名称、識別信号及び周波数の指定区分は、別に定める。

(無線局の運用の原則)

第16条 無線局の運用は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 無線局は、消防通信の目的若しくは通信相手又はその範囲を超えて運用してはならない。
- (2) 無線局は、常に最良の状態に調整し、他局が交信中でないことを確かめてから通信しなければならない。

(無線局の開局及び閉局)

第17条 無線局の開局及び閉局は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 基地局及び固定局（以下「基地局等」という。）は、常時開局しておかなければならない。
- (2) 陸上移動局（以下「移動局」という。）は、出動又は出向するとき開局し、帰署したときは閉局しなければならない。
- (3) 移動局の無線従事者は、一時閉局するときは、基地局等に対して連絡方法を明らかにしなければならない。

2 通信指令課長等は、基地局等が無線設備若しくは電源装置の障害又はその他の事由により運用できないときは、直ちにその旨を署所等及び消防部隊に通報し、必要な措置を講じなければならない。

（通信状況の監視、聴取及び即応の義務）

第18条 基地局等は、常に移動局の通信状況を監視し、適正な無線運用を行わなければならない。

2 開局中の無線局は、常に通信状況を聴取し、呼出に即応しなければならない。

（無線統制）

第19条 無線統制は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 無線統制は、無線通信の運用に際し、ふくそうが確認された場合、通信指令課長等又は現場最高指揮者の指示により行うことができる。
- (2) 無線統制が実施された場合、無線通信の運用は、次に掲げる場合を除き、指令センター又は現場最高指揮者からの送信に対する応答のみとする。

ア 応援要請を行う場合

イ 職員等又は消防車両に重大な事故が発生した場合

ウ 新たな災害が発生した場合

エ 指令センター及び現場最高指揮者からの特命事項について報告する場合

（無線統制の解除）

第20条 通信指令課長及び現場最高指揮者は、災害状況の推移により、無線統制の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに無線統制を解除しなければならない。

（無線局の通信要領等）

第21条 無線局の通信要領及び無線通信に使用する略語等は、別に定める。

（通話試験）

第22条 無線局の通話試験に関する事項は、別に定める。

第6章 支援情報

(気象等の情報)

第23条 通信指令課長等は、気象情報を収集したときは速やかに署所等へ提供するものとする。

(災害受報時の情報の収集及び伝達)

第24条 通信指令課長等は、災害通報受報時の状況を把握し、災害状況に必要な情報の収集に努め、災害活動中の消防部隊に伝達しなければならない。

(支援情報の提供)

第25条 消防本部の課長及び消防署長（以下「所属長」という。）は、災害活動の支援に必要な情報を収集したときは、通信指令課長等に提供するものとする。

2 通信指令課長等は、災害活動が効率的に行われるように、前項の情報を署所等、消防部隊に通報するものとする。

第7章 管理

(管理の責任)

第26条 消防長は、通信指令設備の設置、改善等のすべての運営業務を管理する。

(通信指令課長の責務)

第27条 通信指令課長等は、電気通信事業法及び電波法の規定に基づく通信指令設備の設置、変更、移設等の運営事務を管理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。

- (1) 電気通信事業法及び電波法の規定に基づく監督
- (2) 通信及び通信指令設備の障害の監視
- (3) 通信指令設備の保全計画の策定及びこれに基づく障害の未然防止並びに改善、研究、保守点検整備等
- (4) 無線従事者に対する消防通信の運用に関する指導及び研修
- (5) 消防通信に関する関係書類の管理
- (6) その他消防長が必要と認めた事項

2 通信指令課長等は、通信指令設備の一部又は全部が使用不能となった場合に備え、対応措置を定めておかなければならない。

(所属長の責務)

第28条 所属長は、次に定めるところにより、所属職員を指揮監督して通信指令設備を適性に維持管理しなければならない。

(1) 所属長は、所属職員に毎日 1 回以上、通信指令設備を点検させ、機能の保全に努めなければならない。

(2) 無線装置の点検は、原則として無線従事者に行わせるものとする。

2 所属長は、商用電源が停止したときは、直ちに通信指令設備の電源を確保しなければならない。

(通信管理者)

第 29 条 消防通信を指導監督するため、署所等に通信管理者を置くものとする。

2 通信管理者は、所属長が指名する。

3 通信管理者は、通信指令設備の運用に係る業務を管理するものとする。

(故障等の報告と措置)

第 30 条 所属長は、通信指令設備に故障又は異常が発生したときは、応急処置を講ずるとともに、通信指令課長等に修理又は調査を通信指令設備修理・整備依頼書（第 1 号様式）により依頼するものとする。この場合において、通信管理者は、所属長を経由して当該依頼を行うことができるものとする。

2 通信指令課長は、前項の依頼を受けたときには、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

3 所属長は、通信指令設備に重大な損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、通信指令設備損傷・亡失届出書（第 2 号様式）により通信指令課長等に届け出なければならない。

4 通信指令課長は、前項の届出を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは消防長に報告しなければならない。

(改修等の連絡)

第 31 条 所属長は、通信指令設備に影響を及ぼすおそれのある庁舎等の改修又は模様替えを行うときは、事前に通信指令課長等へ連絡しなければならない。

2 通信指令課長等は、通信指令設備の改修若しくは調整又は保守点検のため、その機能を制限若しくは停止するときは、事前に所属長へ連絡しなければならない。

(無線従事者の報告及び選解任)

第 32 条 通信指令課長等は、無線従事者の現況を常に把握しておかなければならない。

2 通信指令課長等は、無線従事者に変更が生じたときは、電波法第51条の規定により選解任の手続きを行わなければならない。

第8章 補則

(記録の保存及び報告)

第33条 指令員及び通信員は、通信事務を処理するため、通信記録を保存し、必要に応じて通信指令課長等に報告しなければならない。

(台帳等)

第34条 指令センターに、次に掲げる通信設備に関する台帳等を備えるものとする。

- (1) 無線局台帳 (第3号様式)
- (2) 通信指令設備台帳 (第4号様式)
- (3) その他必要と認めたもの

(委任)

第35条 この規程に定めるもののほか、消防通信の運用及び管理に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月29日消防本部訓第9号)

この訓は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日消防本部訓第5号)

この訓は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月30日消防本部訓第6号)

この訓は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年1月11日消防本部訓第1号)

この訓は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

無線局の種別区分表

種 別		内 容
固 定 局		指令センター、前進基地局及びその他の施設に設置して、固定設備間の通信を行う無線局
基 地 局		指令センター及び前進基地局に設置して、陸上移動局と通信を行う無線局
陸 上 移 動 局	車 載 型 無 線 局	消防車及び救急車等に設置して、消防系の通信を行う無線局
	携 帯 1 型 無 線 局	消防隊員が携帯して、消防系の通信を行う無線局で、送信出力が 1 W の無線局
	携 帯 5 型 無 線 局	消防隊員が携帯して、消防系の通信を行う無線局で、送信出力が 5 W の無線局
	携 帯 10 型 無 線 局	消防隊員が携帯して、消防系の通信を行う無線局で、送信出力が 10 W の無線局

第 1 号様式（第 3 0 条関係）

通信指令設備修理・整備依頼書

年 月 日

通 信 指 令 課 長 様

所属長 （氏 名） ⑩

設 備 名 称	
発 生 日 時	年 月 日 () 時 分頃
☐ 故 障 箇 所 ☐ 整 備 箇 所	
☐ 故 障 状 況 ☐ 整 備 状 況	
応 急 処 置	
備 考	

経 過 欄		
年月日	摘 要	担当者

（注）上段の枠内に必要事項を記入すること。

第2号様式（第30条関係）

通信指令設備損傷・亡失届出書

年 月 日

通 信 指 令 課 長 様

所属長 （氏 名） ⑩

損 傷 ・ 亡 失 日 時	年 月 日 () 時 分頃
損 傷 ・ 亡 失 場 所	
損 傷 ・ 亡 失 設 備	
損 傷 ・ 亡 失 程 度	
取 扱 者 職 氏 名	
損 傷 ・ 亡 失 に 至 っ た 経 緯	
事 後 の 措 置	
備 考	

第3号様式（第34条関係）

無 線 局 台 帳

[illegible]

第4号様式（第34条関係）

[illegible]